

満三歳以上限定小規模保育事業創設に伴う対応について

1 満三歳以上限定小規模保育事業の概要

- ・「小規模保育事業」とは19人以下の利用定員で、0～2歳の子どもの対象に保育を行う事業ですが、令和8年4月1日から、満3歳以上の保育を必要とする子どものみを対象とする「満三歳以上限定小規模保育事業」が創設されることとなりました。
- ・満三歳以上限定小規模保育事業における必要利用定員数は、子ども・子育て支援法第六十一条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項になります。そのため、事業の創設に伴い、可児市子ども・子育て支援事業計画において、量の見込み及び確保の内容を定める必要があります。

2 満三歳以上限定小規模保育事業の量の見込み・確保の内容についての考え方

- ・満三歳以上限定小規模保育事業創設は、人口推計等を基に算出する3～5歳の保育事業の量の見込みに変化を与えるものではないと考えます。
- ・また、量の見込みに対する満三歳以上限定小規模保育事業の確保の内容については、事業の具体性を帯びるまでは零とし、当面の間は、現計画通り特定保育施設（保育園、認定こども園）、企業主導型保育施設（地域枠）、認可外保育施設によって保育ニーズに対応していきます。

3 可児市子ども・子育て支援事業計画（第3期）への記載について

- ・上記2のとおり、量の見込み・確保の内容について変更はないものとし、当面の間、子ども・子育て支援事業計画の変更を行わないこととします。

満三歳以上限定小規模保育事業に係るQA【第二版(令和7年 10月 27日時点)】 より抜粋

当分の間、各市町村の判断により、既に市町村子ども・子育て支援事業計画において定められた同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る教育・保育の量の見込みに満三歳以上限定小規模保育に係る必要利用定員総数（零）を含めることとし、教育・保育の量の見込みに係る部分について、市町村子ども・子育て支援事業計画の変更を不要とすることも差し支えありません。